1 丸亀市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の結論 丸亀市教育委員会(以下「実施機関」という。)が、小学校児童指導要録に記載さ れた自己個人情報に係る本人開示請求を部分開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、小学校児童指導要録に記載された自己個人情報に係る本人開示請求に対して実施機関が行った部分開示決定について、この小学校児童指導要録における「総合的な学習の時間の記録(評価)」欄及び「総合所見及び指導上の参考となる諸事項」欄(以下「本件非開示部分」という。)の開示を申し立て、部分開示決定の取消しを求めるというものである。

3 異議申立人の部分開示決定に対する意見

異議申立人が、意見書、資料及び意見陳述において主張している本件異議申立てに係る部分開示決定(以下「本件部分開示決定」という。)に対する意見は、次のように要約される。

転校先で起きた状況理解のために、校長や担任教師が記載した指導要録(申し送り等)の内容が影響したのか知りたいと思う。また、事実と違う認識の基に書かれたかどうか知りたい。

事実と違う認識に基づいて、指導要録に何が書かれたのか不安を覚えるが、本人 自身が指導要録を見ることに意味があると思う。

指導要録の記載が真実か虚偽の記載かによって大きな被害が生ずる。よって、ここの部分の開示に大きな意味を持つと思う。また、個人の情報(判定等)そのものが間違いである可能性が高く、実施機関の主張する非開示情報には当らないと思う。

4 実施機関の部分開示決定に関する意見

実施機関が、意見書、資料及び意見陳述において主張している本件部分開示決定に 関する意見は、次のように要約される。

本件部分開示決定は、本件非開示部分の自己個人情報が丸亀市個人情報保護条例 (平成17年条例第22号。以下「条例」という。)第13条第3号(「個人の評価、 診断、判定、指導、相談、選考等に関する個人情報であって、開示することにより、 事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの又は本人に知らせない ことが正当と認められるもの」) に該当するため、この部分を非開示とし、残りの部分を開示としたものである。

これまで学校現場においては、指導要録の作成(記入)や証明等の扱いに関して本人への開示を前提としない厳正な取り扱いをしてきたので、今後これを開示するとなると、評価の公正さや客観性の確保ができなくなり、本人に対する教育上の影響等が大きいので、事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると判断した。

本件非開示部分の自己個人情報については、担任教師が本人開示を予定せずに記載しているものであり、これらを開示した場合、今後は教師が誤解や反発を恐れて差し障りのない表現や形式的な記載をするようになってしまい、指導要録が形骸化して適切な指導を行うための基礎資料とならなくなる。よって、継続的かつ適切な指導を困難にするおそれがある。また、教育が適正・適切に行われる環境を整えていくという実施機関の役割から考えても非開示が妥当であると判断する。

5 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び実施機関の意見書、資料及び意見陳述並びに本件指導要録を審査した結果、以下のように判断する。

判断基準となる条例の規定について

条例は、第1条で個人の基本的人権の擁護と自己個人情報の開示請求権の明確化 を規定し、それらを受けて第13条では自己個人情報に非開示情報が含まれている 場合を除き当該自己個人情報を開示しなければならないと、実施機関の原則開示義 務を規定している。

そこで、実施機関は本件非開示部分の非開示決定について、原則開示の例外規定である条例第 13 条第 3 号の非開示情報に関する規定に該当するものであると主張しているが、この条例の規定の解釈・適用が公正かつ適正な判断であるかどうかについて審査をした。

本件非開示部分に記載された自己個人情報について

本件非開示部分に記載された自己個人情報は、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号。)第 12 条の 3 第 1 項及び第 15 条第 1 項第 4 号で規定された指導要録に記載した内容(個人情報)であって、校長に作成義務があり、学校教育の現場における「総合的な学習の時間の記録(評価)」と「総合所見及び指導上の参考となる諸事項」の指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の進級における継続的な指導資料、又は進学や転学及び警察や裁判所からの照会に対する証明等の元となるものである。

条例第13条第3号の該当性

自己個人情報の本人開示請求は原則開示であり、例外的に非開示情報規定に該当する場合にのみ非開示とすべきであるので、本件非開示部分がこの条例第 13 条第 3 号の規定に該当するかどうか、すなわち実施機関の言う具体的主張が「事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの又は本人に知らせないことが正当と認められるもの」に該当するかどうかを審査した。

ア 評価等の公正さや客観性の確保

本来、指導要録に記載される評価等は、教師の専門的知識・経験・能力等に基づき、教師が教育的信念をもって公平・公正かつ客観的に記入し、他の教師や校長へ正式に継承してその後の指導に活用するとともに、また対外的証明等にも対応できる公的評価結果として残すべきものであるはずである。

たとえ今後、本人・保護者への開示が予定されることになっても、本人のマイナス評価等を記入すべき状況になった場合は、それまでの教育的観察や指導の結果に基づいて客観的に記載・表現をすべきであり、本人開示のみをもって誤解や反発を心配し、公正さや客観性を失った記述に行き着くと考えるのは、そういう支障等をも受け止める教育者としての評価責務を放棄するものと言わざるを得ず、公正な考え方として認めることができない。

これまでの過去の指導要録上の記載内容はともかく、これからの教師は、児童 の教育的評価等における専門的力量を高め、記載根拠を誰に対しても明確に説明 できるようになることを望むものである。

イ 本人に対する教育上の影響等

実施機関は、指導要録に記載された評価等を本人開示することになれば、本人に対する教育上の影響等が大きく、適正な事務執行上の著しい支障が生ずるおそれがあると主張するが、その教育上の影響等が大きいマイナス評価等を本人に開示する場合は、本人の受け入れ態勢の状況、また本人開示の時期的状況等それぞれ一様ではなく、その影響度は、状況により大きく異なると思われる。

そして、指導要録が児童の公的教育に関する正式な公簿・原簿であるならば、このマイナス評価等の場合にこそ、それぞれ異なる状況に応じて本人・保護者とその教育的評価等を共有し、本人の自覚や保護者と教師等による協力的な指導等によって本人の人間的成長や発達を促すのが、教育の本筋でなければならないと考える。

本来、教師は本人・保護者と教育的評価等を共有して、信頼関係を築けるよう努力することが教育的環境の整備であって、指導要録の教育的評価等を本人・保護者に隠して成り立つ教育的環境・制度と言うものは、これを認めることができない。

ウ 指導要録の形骸化

実施機関は、今後、指導要録に記載された評価等を本人開示することになれば、 評価等に関し教師が誤解や反発を恐れて差し障りのない表現や形式的な記載を するようになり、指導要録が形骸化すると主張するが、どうであろうか。

実施機関が、もし必ずそうなると考えるのであれば、教師全体の教育的評価能力の低さを認め、教師の教育的評価能力向上に対する研修・指導等が充分でないと暗に認めることになりはしないだろうか。

教師とは、一般的に本人・保護者等から教育的評価等に関して公平・公正かつ 客観的に判断・記載ができる専門職であるとの期待を背負っており、たとえマイナス評価等を記入すべき状況であっても、教師は、場合によっては同僚・先輩教師・上司との相談・協議等の手段も活用し、でき得る限り客観的事実に基づいた公平かつ公正な評価等を確保しようと努力すべきである。

ただ、条例制定後の過渡的時期として、開示を前提とした教師に対する教育的評価研修・指導等が充分でない段階においては、現実的に教育現場の指導要録(評価等)が形骸化する可能性が残されているとの考えに、一部賛同することができるものである。

指導要録の内容(個人情報)の正確性

指導要録に記載された内容(個人情報)の正確性の観点において、事実の部分の記載誤りについては、条例第 23 条の規定により訂正請求する手続が定められているが、一方、評価等に関する部分は、基本的に教師の専門性にゆだねられるべきものであり、その教育専門的判断である評価等の正しさを確保する為には、別に制度的しくみを用意する必要があると思われる。

なお、本件部分開示決定における開示された部分については、ほとんどが客観的 事実の記載内容であり、この部分に係る内容の正確性は手続的に担保されていると 考えられる。

指導要録の現況について

指導要録に記載された自己個人情報を本人(児童)が開示請求する権利は、国連の「児童の権利に関する条約」の考えをまつまでもなく、本人が受けた公的教育効果の評価結果等(個人情報)である限り、原則保障されなければならない。

しかし、これまで指導要録に記載された自己個人情報に係る本人開示の取扱いに関しては、法的な特別定めもなく慣習的に本人非開示を含む部外秘として、学校教師間等の内部でのみ作成・引継ぎ等が行われてきたところである。

よって、現実問題としては、この慣習的に本人開示を想定せずに作成等してきた 指導要録の現況等を考えた場合、開示を前提とした教師に対する教育的評価研修・ 指導等が充分でなく、何らかの支障が生ずる可能性があると言うのも理解できるも のである。 記載内容に応じた開示・非開示判断について

指導要録に記載された評価等について、記載内容の如何を問わずに開示・非開示 判断をするのか、それとも今回のように開示請求がなされた場合の記載内容に応じ て判断すべきかは、これによって結果に大きな差が生じてくると考えられる。

この記載内容に応じた開示・非開示判断の立場にたつとき、今回の事案については本件非開示部分を開示しても支障が生ずるとは思われないが、今後このように記載内容に応じて開示・非開示を判断していくとなると、現実問題として、特にマイナス評価等があった場合に非開示判断となり、逆に非開示決定を受けた本人にとってみれば非開示決定はすなわちマイナス評価等であると、新たな疑念・不信感を発生させてしまうと思われる。

よって、こういう状況を想定した場合、記載内容に応じた開示・非開示判断をせず、内容の如何を問わない開示・非開示判断も止むを得ないと考えられる。

結論

以上の審査した論点によれば、実施機関の言う「事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある」との主張を認めるためには、具体的かつ客観的な支障のおそれの存在が必要であって、これまでの主張の一般論には、そのおそれがあるとの明確な確証が持てないため認めがたいものであるが、本件については、現実的観点から慣習的に本人開示を想定せずに作成等してきた指導要録の現況等における支障を認め、実施機関の決定を妥当と判断するものである。

6 付帯意見

当審査会は、本件事案の指導要録(自己個人情報)の本人開示請求について、これまでに様々な角度から審査・検討を行ってきた。そして、今回の審査会の判断としては妥当との結論に至ったが、基本的考えは個人情報保護制度の本来の趣旨である「本人開示請求権の保障」にあり、一律に妥当との結論ではない。この主旨から今後の実施機関が取るべき対応を、以下の付帯意見として述べておく。

『今後は、指導要録の開示に向けた法改正等による法的条件整備も必要と思われるが、実施機関においては、開示を前提とした教師に対する教育的評価研修・指導等や指導要録の様式変更等をも検討し、本人・保護者と教育的評価内容等について共通認識・理解ができるよう、教育現場で活用できる開かれた指導要録を作成していくべきであると考える。

また、実施機関は、これまで本人開示をしてこなかった指導要録の開示・非開示問題について検討をされたと思うが、再度、指導要録制度(慣行)の多面的見直し等を行い、今後は何よりも自己個人情報の本人開示請求権が保障できるよう自律的改革を望むところである。』